

## 業務委託設計書

区	分	産企委	課	担	参	課	担	設計担当者
委託番号	第9号			担当課長		課長補佐		Tel (                      )
年度	令和7年度						作成年月日	令和7年4月11日
委託名	秋田市農村の魅力体験ツアー業務委託						業務委託概要	
履行場所	秋田市が指定する場所						1 体験ツアーの調整・手配 2 広報 3 その他	
設計金額	円							
財源(補助)区分	国補・県補・(市単)							
委託期間	契約締結日の翌日から							
	令和8年3月31日まで							

## 業 務 委 託 内 訳 書

費 目	項 目	内 容	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
委 託 料							
	1 体験ツアーの調整・手配		1.0	式			明細表第1号
	2 広報		1.0	式			明細表第2号
	3 その他		1.0	式			明細表第3号
		小 計					
		消 費 税	10.0	%			
		委 託 料 計					
合 計							







## 秋田市農村の魅力体験ツアー業務委託仕様書

### 1 事業の目的

当該事業は、市民や首都圏在住者等に本市農村の魅力を発信することを目的に、農業や自然、地域文化等を組み合わせた体験型のツアーを実施し、交流人口・関係人口の拡大と農村地域の活性化を目指すものである。

### 2 業務名

秋田市農村の魅力体験ツアー業務委託

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 業務委託の内容

次の委託内容に基づく農業、自然・地域文化等を組み合わせた体験型のツアーを企画し、募集型企画旅行として実施すること。

#### (1) 体験ツアーの企画・調整・手配・運営

##### ア 開催時期

令和7年7月から令和8年3月までの間で計画的に実施すること。

##### イ 開催回数

宿泊を伴う体験ツアーを全3回（1泊2日3回）実施すること。

##### ウ 出発地等

出発地は秋田駅又は秋田市役所とする。移動はバスによることを原則とし、円滑な移動ができるよう手配すること。

##### エ 参加対象者

参加者数は各コース20名程度とし、首都圏等を含む県外からの参加者を中心に募集すること。

最少催行人数は5名とし、下回る場合は開催中止する。その場合は、コース内容の企画を含め別日に振替開催すること。

##### オ コース内容

別紙前年度実績を参考に、本市と協議の上、決定するものとする。

##### カ 参加費負担

(ア) 体験ツアーの参加費については、参加しやすい料金設定とし、本市と協議の上、決定すること。

(イ) 訪問先で必要となる活動体験料、飲食代、宿泊代、旅行保険料については、原則として参加者から徴収する参加費とすること。

(ウ) 国や県の支援制度の活用に対応できる場合は、参加費の負担軽減となるよう配慮すること。

## キ アンケートの実施

参加者にアンケートを実施し、すべての体験ツアー終了後、業務完了報告と併せて集計結果を提出すること。なお、アンケートの内容等については、別途本市と協議の上、決定すること。

### (2) 参加者の募集

ア 参加者が申し込みやすい受付体制・受付方法とすること。

イ 参加者の募集は、チラシの作成・配布、情報誌、フリーペーパー、ホームページ、その他のSNS等により、効率的かつ効果的に行うこと。

ウ 参加者数が定員に達するよう努めること。

### (3) インフルエンサーの活用

ア 各ツアーにはインフルエンサーを招聘し、各自のSNSアカウントにおいてツアーの情報発信をさせること。

イ Instagramを活用するインフルエンサーを起用する場合は、リール（短尺動画）を必ず投稿させること。

ウ インフルエンサーがSNS等に投稿した本事業に関する画像・動画は、本市が自由に利活用できるものとする。

### (4) 不可抗力等による体験ツアーの変更・中止等

ア 悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由として体験ツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は、本業務に係る経費とすることができる。なお、中止する場合は、振替開催等について本市と協議すること。

イ 申込者が最少催行人員に達せずに体験ツアーを中止した場合、中止に伴って新たに発生する経費は受託者の負担とする。

### (5) 安全管理

ア 訪問先との事前打ち合わせおよび現地確認を行い、体験ツアーの内容、活動の場所、ルート等に危険がないことを確認し、参加者および関係者の安全確保を徹底すること。

イ 体験ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。

ウ 事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備え、関係団体への緊急連絡を含めた危機管理体制、対応方法等を策定すること。

### (6) 記録

ア 体験ツアーの様子を記録するため、写真撮影を行うこと。

イ 参加者に対し、撮影した写真は本市がホームページ又はその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

## 5 委託経費

受託者は、本業務に係る全ての費用を本市からの業務委託料および体験ツアー参加費により負担する。

事業にかかる費用のうち、以下の経費は業務委託料に含まないこと。

- (1) 上記4(1)カに関する経費
- (2) 体験ツアーにおける秋田市農山村地域活性化センターの施設使用料および同センターが依頼する講師への謝金（本市の事業であるため、業務委託料に含まない）

## 6 業務完了報告書

本業務の全ての業務が完了したときは、令和8年3月31日（火）までに業務完了報告書（コース内容と実績、記録写真、参加者の募集や農村の魅力発信の手法、受付体制、アンケートの集計と分析結果、事業成果が確認できる資料等）を提出すること。

## 7 契約に関する条件等

### (1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ本市の承認を得る場合は、この限りではない。

### (2) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全て本市に帰属する。

イ 受託者は、本市の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。

ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、本市が出願者となって費用を負担し登録する。

### (3) 遵守事項

ア 受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

イ 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報に関する取扱について、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

## 8 その他、特記事項

(1) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。

(2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。

## 令和6年度 農村の魅力体験ツアー実績

※いずれも「農家民宿 重松の家」「みんなの実家 門脇家」に参加者を振り分けて宿泊

No.	区分	実施日	内容	行程	参加料
1	2泊3日	9/21(土)～ 9/23(月)	秋田市の夏の味覚を堪能！～健康的な食事で、胃も心も整えるプレミアムなウェルネス体験ツアー～	<p>【1日目】</p> <p>①だまこ餅・味噌つけたんぼづくり体験</p> <p>【2日目】</p> <p>①秋田国際ダリア園 ②岩見三内連絡所にて無添加味噌づくり体験 ③宿近辺散策(栗拾いなど)</p> <p>【3日目】</p> <p>①重松の家にて野菜収穫 ②さとぴあにてマクロビランチづくり</p>	¥19,900
2	1泊2日	10/12(土)～ 10/13(日)	農家さんに弟子入り！～豊かな農業、自然、食文化に触れ、住みたい田舎へ移住体験！～	<p>【1日目】</p> <p>①藤倉釣り堀センター ②みんなの実家門脇家にてBBQ</p> <p>【2日目】</p> <p>①重松の家にて稲刈り体験 ②さとぴあにて郷土のおやつづくり(りんご寒天、おやき) ③重松の家にて味噌つけたんぼづくり ④道の駅あきた港セリオン</p>	¥12,000
3	1泊2日	2/22(土)～ 2/23(日)	冬の秋田市を大冒険！～雪国の魅力を満喫する非日常のアドベンチャーリズム～	<p>【1日目】</p> <p>①雪中キャベツ収穫 ②味噌つけたんぼづくり体験</p> <p>【2日目】</p> <p>①スノーシュー体験 ②温泉(クアドームザブーン)</p>	¥13,000